

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局 D X ・ A I 戦略室】 4
- 特定調達契約の相手方の決定【政策局 D X ・ A I 戦略室】 8

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 9
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】 1 0
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 1 1
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 1 2

北九州市告示第 2 6 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
風の子クリニック	北九州市若松区二島一丁目 4 番 1 4 号－ 1	令 和 7 年 6 月 1 日
浜田クリニック	北九州市八幡西区黒崎三丁目 8 番 7 号	令 和 7 年 6 月 1 日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
ウエルシアプラス薬局 小倉桜橋店	北九州市小倉南区南方五丁目 8 番 1 号	令 和 7 年 6 月 1 日
アップル薬局	北九州市小倉南区南方三丁目 1 番 2 7 号	令 和 7 年 6 月 1 日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
にこさく訪問看護ステーション	北九州市小倉南区志井六丁目 2 番 7 号	令 和 7 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション リアライズ	北九州市若松区白山一丁目 7 番 8 号	令 和 7 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション F a m B e a r	北九州市小倉北区砂津三丁目 4 番 4 号ウイングス砂津 8 0 2 号室	令 和 7 年 6 月 1 日

北九州市告示第 265 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変 更 年 月 日
リーベ訪問看護ステーション	新	北九州市八幡西区市瀬三丁目 8 番 3 2 号	令 和 7 年 6 月 1 日
	旧	北九州市八幡西区夕原町 3 番 3 号	

北九州市公告第 3 8 4 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

令和 7 年度庁内イントラネット用パソコン等の借入れ及び保守 一式

（２） 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 契約締結日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで（契約締結の日から令和 7 年 9 月 3 0 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までの 6 0 箇月とする。）

（４） 履行場所 市の指示する場所

（５） 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市政策局DX・AI戦略室

イ 日時 この公告の日から令和7年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和7年6月30日午後1時30分

（４） 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、第1号アの場所にこの公告の日から令和7年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年6月20日午後5時までに必着のこと。

（５） 郵送による場合の入札書の受理期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年7月11日午後5時までに必着のこと。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟5階505会議室

イ 日時 令和7年7月14日午後1時30分

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局DX・AI戦略室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured:

Lease and Maintenance of Computers and the related equipment for
Intranet of Kitakyushu city office

(2) Deadline of Tender (by hand)

1:30p.m July 14, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m July 11, 2025

(4) For further information, please contact:

Policy Management Bureau,

Digital Transformation and Artificial Intelligence Strategies
Office,

Ward Office Kokurakita, City of Kitakyushu,

1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan

TEL 093-582-3555

北九州市公告第 3 8 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 特定役務の名称及び数量

令和 7 年度 M i c r o s o f t O f f i c e ライセンス賃貸借 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市政策局 D X ・ A I 戦略室

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 7 年 5 月 2 0 日

4 契約の相手方の名称及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店

福岡市中央区天神一丁目 1 0 番 2 0 号

5 契約金額

2 億 5 , 0 4 2 万 2 , 4 8 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局告示第 26 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
5047	辻本設備 辻本亜希夫	八幡東区大蔵一丁目 13 番 1－217 号	令和 7 年 1 月 1 日か ら令和 11 年 5 月 3 1 日まで
8143	株式会社創和 武友久恵	福岡市南区長丘五丁 目 7 番 8－101 号	令和 7 年 6 月 1 日か ら令和 12 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第 27 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 24 年北九州市水道局管理規程第 37 号）第 10 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
1056	司水道設備 川尻 司	門司区不老町二丁目 3 番 22 号	令和 7 年 6 月 1 日
1057	有限会社大輪建設 星尾敏彦	門司区大字喜多久 355 番地	令和 7 年 6 月 1 日
3043	桑野工業株式会社 桑野 明	小倉南区湯川四丁目 2 番 21 号	令和 7 年 6 月 1 日
3053	有限会社音羽工務店 音羽大介	小倉南区横代北町二丁目 4 番 27 号	令和 7 年 6 月 1 日
7014	有限会社桜井設備 桜井克充	戸畑区西大谷二丁目 10 番 36 号	令和 7 年 6 月 1 日
8078	有限会社太陽設備工業 太田和典	中間市大字垣生 1618 番地	令和 7 年 6 月 1 日
8114	株式会社ケイテック 桐島ひとみ	糟屋郡新宮町大字新宮 32 番地	令和 7 年 6 月 1 日
8114	株式会社昭和管工重 重 清康	飯塚市天道 68 番地	令和 7 年 6 月 1 日

北九州市上下水道局告示第 28 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F－247	株式会社光信	石橋 誠	福岡市南区長丘 一丁目 19 番 1 7 号	令和 7 年 6 月 2 日
F－248	SpaceBuilder 希翔株式会社	中原希望	遠賀郡岡垣町東 山田一丁目 23 番 5 号	令和 7 年 6 月 2 日

北九州市上下水道局告示第 29 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F - 1 2 3	株式会社上田 工務店	上田浩平	直方市殿町 4 番 2 8 号	令和 7 年 4 月 3 0 日